

企第538号  
平成22年11月30日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会  
一 般 委 員 会  
委 員 長 金 井 洋

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」  
に関する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年8月16日に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に関しまして、別紙のとおり、当協会としての意見を申し述べます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

「金融商品会計基準(金融資産の分類及び測定)の見直し  
に関する検討状況の整理」に対する意見

生命保険協会

2010 年 11 月 30 日

## — 目次 —

|     |                                          |   |
|-----|------------------------------------------|---|
| 1   | 総括意見.....                                | 1 |
| 2   | 質問への回答.....                              | 6 |
| 2.1 | 質問 1 公表される市場価格のない株式への投資の分類 .....         | 6 |
| 2.2 | 質問 2 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング ..... | 7 |
| 2.3 | 質問 3 外貨建取引等会計処理基準への影響 .....              | 7 |
| 2.4 | 質問 4 適用指針(案)の改善の方向性 .....                | 8 |
| 3   | 個別論点への回答.....                            | 8 |

## 1 総括意見

1. 金融商品会計基準の包括的な見直しの議論が国際的に展開されている中、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」を公表されたことに対して敬意を表するとともに、意見を述べる機会を頂いたことについて、感謝の意を表明したい。
2. 金融商品会計基準の見直しに関する国際的な議論は、IASBとFASBの MOU プロジェクトの一つとして検討されており、それぞれ2011年6月末の最終基準化に向けて検討が進められている。IASBにおいては、IFRS9号として「分類及び測定」は既に基準化されているが、「償却原価及び減損」・「ヘッジ会計」は基準化されておらず、IFRS9号間での整合性の判断が難しいことや、FASBが2010年5月に公表した公開草案の内容はIFRS9号と大きな乖離があることを踏まえると、本検討状況の整理でコンバージェンスの対象として捉えているIFRS9号の内容の妥当性の判断が現時点では難しい状況にある。従って、資本市場の健全な機能を損なうことのないよう、IFRS9号の内容を基礎とした本検討状況の整理の内容に縛られることなく、基準化に向けた国際的な議論の動向を踏まえた柔軟な対応をお願いすると共に、公開草案の公表タイミング及び基準の適用時期に関しても慎重に検討頂きたい。
3. また、欧州がIFRS9号のエンドースメントを延期していることもあり、IFRS9号を強制適用している先進国は存在しないことも踏まえると、将来的な日本基準のあり方として少なくとも当面の間は現行日本基準を存置する選択肢を排除すべきではないとも考えている。さらには、IFRS9号の内容はリサイクリングの取扱いなど現行の日本基準との乖離は大きく、IFRS9号に沿って日本基準が改訂された場合には純利益の概念は大きく変質する懸念があるため、国内諸制度との関係も踏まえた慎重な検討が必要だと考える。
4. 仮に、検討状況の整理で提案されている内容に沿って、日本の金融商品会計基準が基準化された場合の影響は非常に大きいものと考えており、
  - ① 株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とする
  - ② 現行日本基準同様に、リサイクリングを存置する
  - ③ 非上場株式(市場価格のない株式)に関しては現行日本基準同様に取得原価で評価する

ことが必要であると考えている。

5. また、生命保険事業を適切に表わすための会計基準として、
  - ④ 生命保険事業の特性を踏まえ、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とする
  - ⑤ 現行日本基準同様に、為替換算差額をOCIで認識する
  - ⑥ 詳細な銘柄別の公正価値開示に代えて、保有銘柄の業種別の内訳開示に留める

ことが必要であると考えている。

## (① 金融資産の分類)

## ■ 株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべき

6. 本検討状況の整理は基本的にはIFRS9号を基礎とした内容になっており、企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。公正価値の事後的な変動をその他の包括利益(OCI)で認識することを選択する(以下「OCIオプション」とする)取扱いには存置されているが、その対象は株式のみとされている。
7. この場合、現行会計基準において「公正価値(売買目的有価証券)」と「償却原価(満期保有目的有価証券)」の中間的な性格を有する「その他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価値変動を純利益に反映する資産が拡大することになる<sup>1</sup>。つまり、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を本業の収益を表わす純利益に反映することになり、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しない。従って、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべきだと考えている。
8. 仕組債等の複合金融商品に関してもIFRS9号を基礎とした内容となっており、個々の金融資産又は金融負債に区分せず一体として企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。その結果、償却原価に分類されるものに近い金融商品の中には頻繁な売買を行うことを意図して保有していないものの、厳密には契約キャッシュ・フロー特性の分類要件を満たさないために、「公正価値」に分類されることが懸念される商品もある<sup>2,3</sup>。従って、これら商品が「償却原価」に分類されるよう、契約キャッシュ・フロー特性の分類要件に関して、再検討が必要だと考える。

## (② リサイクリングの取扱い)

## ■ 現行日本基準同様に、リサイクリングを存置すべき

9. 株式を対象としてOCIオプションの選択が認められているが、OCIオプションを選択したとしても、実現時に純利益において認識すること(以下「リサイクリング」とする)を禁止することも検討されているが、リサイクリングの取扱いは金融商品会計に留まらず、現行の純利益の概念にも大きな影響を与える重要な論点であると考ええる。
10. これまでは、評価性の未実現損益に関してはOCIで認識し、後に実現した際においてリサイクリングを通じて純利益で認識することが前提に考えられており、仮にリサイクリングを禁止した場合には純利益の概念を大きく変質させるものと懸念している。IASBの公開草案「金融商品：分類及び測定」ではリサイクリングの禁止が提案されたが、欧州委員会やEFRAGなどを始めとして世界各方面から反対意見が寄せられたものと理解している。また、財務諸表の最大の利用者であるアナリストも包括

<sup>1</sup> この点に関して、欧州も同様の懸念を有しており、欧州委員会からIASBトゥイーディー議長宛に、公開草案「金融商品：分類及び測定」に対するコメントレター(2009年9月15日)及び、公開草案「金融商品：分類及び測定」のニア・ファイナル・ドラフトに対するコメント(2009年11月4日)として、レターを提出している。

<sup>2</sup> IFRS9号を基礎とした分類要件では、「償却原価」の区分を限定するアプローチのため「公正価値」の領域が拡大しているものと考えられ、むしろ、「公正価値」の区分を限定するアプローチの採用も考えられる。

<sup>3</sup> 例えば、国債とCDSプロテクションの売建から構成されるクレジットリンク債に関しては、「償却原価」で測定される普通社債と同様の経済的特性であるにもかかわらず、契約キャッシュ・フローの特性要件を満たさないという解釈になる可能性もある。

利益ではなく、純利益を業績指標として重要視していること<sup>4</sup>などを踏まえると、リサイクリングを禁止することに対する市場関係者のコンセンサスは形成されていないと考えている。さらに、純利益と利益剰余とのクリーン・サープラス関係が確保されないとすれば純利益の指標性の低下を招くことになる点も考慮し、引き続きリサイクリングは維持されるべきだと考える。

11. IASBの財務諸表の表示プロジェクトにおいては、2006年に包括利益の内訳として純利益を廃止することが暫定決定されたが、各方面からの反対が強く、現時点においては純利益は存置する方向で検討されている。しかし、純利益を存置することが決定されたものの、IASBは一計算書方式に基づく包括利益計算書の開示を志向しており、このことは包括利益中心の考え方へ移行することを意味しており、我々は強い懸念を有している。
12. さらには、一計算書方式に基づく包括利益計算書においてリサイクリングを禁止した場合には、未実現損益の変動が全てボトムラインに反映されるという点において、かつて市場関係者から反対の強かったJWGSSにおいて提案された全面公正価値モデル<sup>5</sup>と実質的に同一なものになるとも捉えられる。この様に、リサイクリングの取扱は、包括利益計算書上の表示の問題に留まらず、利益概念にも影響を与える問題であるため、仮に従来の考え方を変更する場合はより慎重で広範な検討をお願いしたい。
13. また、IASBは保険負債を現在価値で測定することを提案する公開草案を公表しており、保険負債と金融商品を現在価値で測定し、その変動を純利益に表示することは、わずかな仮定の変動により純利益が大きく変動するため、利用者の誤解を招く恐れがある。このため、資産と負債の再評価について幅広くOCIオプションとリサイクリングを認めることにより、未実現の評価損益を含む全ての損益を表示する包括利益と、評価損益を含まず企業の収益力を表示する実現をベースとした純利益に機能を明確に分離することで、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供することになると考えている。

### (③ 市場価格のない株式の取扱い)

- 非上場株式(市場価格のない株式)に関しては現行日本基準同様に取得原価による評価を原則とすべき

14. 公表される市場価格のない株式の時価評価に関して、公正価値で測定することも検討されているが、公正価値で測定された場合には取得原価で測定している現行実務とは大きな乖離があるものと理解している。現時点において、市場価格のない株式の公正価値評価に関しては、測定手法に幅があることや、信頼性のある評価実務が必ずしも確立されていないことから、利用者の意思決定に有用な情報を提供できない可能性が強い。
15. 加えて、作成者へ与える実務負担も大きく、コスト・ベネフィットの観点からも改善が必要であると考え。従って、市場価格のない株式に関しては現行日本基準同様に取得原価で評価すべきと考える。

<sup>4</sup> 例えば、2007年12月にPWCから公表された業績報告に関するサーベイ(Performance statement Coming together to shape the future)によると、大多数(80%)の投資家及びアナリストは純利益は有用であるとする一方で、多数(60%超)の投資家及びアナリストは包括利益は有用でないとしている。

<sup>5</sup> 2000年12月にJWGSSから提案されたドラフト基準(Draft standard and basis for conclusions : Financial instruments and Similar Items)では、有価証券・貸付金・預金・借入金等のあらゆる金融資産及び金融負債を公正価値で測定し、その変動を損益計算書で認識すべきとしている。

16. また、同様の点は、非上場出資証券、投資事業組合、匿名組合等にも該当することから、株式に限らず、市場価格のない当該資産についても同様に取得原価で評価すべきものとする。

#### (④ OCIオプションの適用対象)

- 生命保険事業の特性を踏まえ、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべき

17. 生命保険会社の資産運用は長期的なポートフォリオ運用を志向しており、分散化を図る観点から契約キャッシュ・フローが固定している貸付・債券等に加えて、株式・外貨建債券・投資信託にも投資している。
18. また、生命保険事業は長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、資産・負債の短期的な公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。IASBが志向しているように保険負債が公正価値(現在価値)で評価されたとしても、資産・負債の整合性が確保される形で、貸借対照表上では公正価値で表示される場合であっても、売買目的以外で保有する資産の公正価値の変動については、未実現時の期間は純利益に認識すべきではないと考える。従って、生命保険会社においては、株式に限らず債券・投資信託など幅広くOCIオプションの選択を容認すべきだと考える。
19. とりわけ、会社規模によっては資産運用業務に割けるリソースが多くない会社もあり、このような会社にとって投資信託は分散投資のための有用な投資対象になる。このような目的で投資される投資信託は、長期保有することが前提であり、短期的な公正価値変動を純利益に反映されるべきではないと考えており、現行日本基準同様に投資信託に対してもOCIオプションの選択を認めるべきだと考える。

#### (⑤ 外貨建債券の為替換算差額の取扱い)

- 現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべき

20. 外貨建債券については国際分散投資の観点からは非常に有用な投資対象であり、生命保険会社の運用対象の一定の割合を占めているが<sup>6</sup>、本検討状況の整理において「公正価値」又は「償却原価」に分類した場合、為替換算差額に関して純利益で認識することとしている。しかしながら、短期的な為替変動を純利益に反映することは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するものではないと考えている。
21. また、現行日本基準では外貨建債券と外貨建株式の両方に為替換算差額を OCI で認識することが容認されている。しかしながら、本検討状況の整理の取扱いでは、外貨建株式に対しては為替換算差額を OCI で認識する取扱いは容認されているものの、外貨建債券は純利益で認識することとなり、同じ意図で保有する外貨建商品であっても商品によって為替換算差額の取扱いが異なることも、現行の取扱いと比べて隔たりが大きい。従って、現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべきだと考える。

<sup>6</sup> 2010年3月末において日本の生保会社合計46社で33兆1673億円投資しており、総資産に対しては10.4%の比率を占めている(生命保険協会「生命保険事業概況」)

22. さらには、保険業法で、相互会社の剰余金の分配における純利益(当期未処分剰余金)に関する規制が存在するため、短期的な為替変動を純利益に反映することは、生命保険会社に与える影響は大きく、慎重な検討をお願いしたい。

(⑥ OCIオプション適用資産に係る注記開示)

■ 詳細な銘柄別の公正価値開示に代えて、保有銘柄の業種別の内訳開示に留めるべき

23. OCIオプションを選択した際には、選択を行った金融資産の概要等に関して、注記事項を追加することが提案されているが、③銘柄別の期末の公正価値の開示は、生命保険会社の資産運用戦略・運用手法といった企業秘密を詳細に開示することに繋がるため、注記開示情報としては馴染まないと考える。むしろ、詳細な銘柄別の公正価値情報の開示ではなく<sup>7</sup>、保有銘柄の業種別の内訳開示であったとしても、大まかな投資方針を把握することは可能であり、有用な情報を提供するものと考え

---

<sup>7</sup> 2010年3月末において日本の生保会社合計46社で18兆6618億円投資しており、総資産に対しては5.9%の比率を占めている(生命保険協会「生命保険事業概況」)

## 2 質問への回答

### 2.1 質問 1 公表される市場価格のない株式への投資の分類

第18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

- 公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する【案2】が適切

24. 仮に公正価値で測定された場合には、取得原価で測定している現行実務とは大きな乖離があるものと理解している。現時点において、市場価格のない株式の公正価値評価に関しては、測定手法に幅があることや、信頼性のある評価実務が必ずしも確立されていないことから、利用者の意思決定に有用な情報を提供できない可能性が強い。
25. 加えて、作成者へ与える実務負担も大きく、コスト・ベネフィットの観点からも改善が必要であると考え。従って、市場価格のない株式に関しては現行日本基準同様に取得原価で評価すべきと考えている。
26. また、平成22年7月に企業会計基準委員会から公表された「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」等によると、公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債に関しては、レベル3の公正価値におけるインプットの感応度分析等の開示が要求されている。仮に、公表される市場価格のない株式を公正価値評価した場合には、レベル3の公正価値に該当すると想定され、感応度分析の開示が要求されるものと考えられる。しかしながら、感応度分析の前提は企業にとって区々であり十分な比較可能性が確保されていない一方で、作成者の実務負担は甚大であり、コスト・ベネフィットの観点からは感応度分析の開示は適切ではないと考える。
27. また、同様の点は、非上場出資証券、投資事業組合、匿名組合等にも該当することから、株式に限らず、市場価格のない当該資産についても同様に取得原価で評価すべきものとする。

## 2.2 質問 2 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

第31項では、第30項ただし書きの指定を行った場合（一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合）において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）と、純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案B】）、の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

### ■ リサイクリングを行なう【案B】が適切

28. これまでは、評価性の未実現損益に関してはOCIで認識し、後に実現した際においてリサイクリングを通じて純利益で認識することが前提に考えられており、仮にリサイクリングを禁止した場合には純利益の概念を大きく変質させるものと懸念している。アナリストをはじめとした多くの市場関係者は、リサイクリングを前提とした純利益を業績指標として重要視していること、純利益と利益剰余とのクリーン・サープラス関係が確保されないとすれば純利益の指標性の低下を招くことになることなどを踏まえると、引き続きリサイクリングは存置される案Bが適切だと考えている。
29. さらに、保険業法で、相互会社の剰余金の分配における純利益(当期末処分剰余金)に関する規制が存在するため、リサイクリングを禁止することによる純利益概念の変質が生命保険会社に与える影響は大きいと、慎重な検討をお願いしたい。

## 2.3 質問 3 外貨建取引等会計処理基準への影響

平成11年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128項から第130項では、会計基準（案）で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

### ■ 現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべき

30. 外貨建債券については国際分散投資の観点からは非常に有用な投資対象であり、生命保険会社の運用対象の一定の割合を占めているが、本検討状況の整理において「公正価値」又は「償却原価」に分類した場合、為替換算差額に関して純利益で認識することとしている。しかしながら、短期的な為替変動を純利益に反映することは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するものではないと考えている。
31. また、現行日本基準では外貨建債券と外貨建株式の両方に為替換算差額を OCI で認識することが容認されている。しかしながら、本検討状況の整理の取扱いでは、外貨建株式に対しては為替換算差額を OCI で認識する取扱いは容認されているものの、外貨建債券は純利益で認識することとなり、同じ意図で保有する外貨建商品であっても商品によって為替換算差額の取扱いが異なることも、現行の取扱いと比べて隔たりが大きい。従って、現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべきだと考える。
32. さらに、保険業法で、相互会社の剰余金の分配における純利益(当期末処分剰余金)に関する規

制が存在するため、短期的な為替変動を純利益に反映することは、生命保険会社に与える影響は大きく、慎重な検討をお願いしたい

## 2.4 質問 4 適用指針(案)の改善の方向性

適用指針（案）は、IFRS 第9 号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38 項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針（案）について、さらに改善が必要な点がありますか。

■ 適用指針全般的に、設例や詳細なガイダンスを設けるなどの改善が必要

33. IFRS9号を基礎として会計基準(案)を策定したとしても、適用指針に関しては作成者の理解の手助けと成る様な丁寧な記載が必要だと考えている。その点、IFRS9号を基礎とした解釈指針では、契約上リンクしているトランシェの取扱いにおけるトランシェと原商品プールの信用リスクエクスポージャーの比較など、追加的な解釈が要求されるものも多く、不十分だと考えている。従って、適用指針全般的に、設例や詳細なガイダンスを設けるなどの改善が必要だと考える。

## 3 個別論点への回答

(金融資産の分類)

■ 株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべき

34. 本検討状況の整理は基本的にはIFRS9号を基礎とした内容になっており、企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。公正価値の事後的な変動をOCIで認識することを選択する(以下「OCIオプション」とする)取扱いは存置されているが、その対象は株式のみとされている。
35. この場合、現行会計基準において「公正価値(売買目的有価証券)」と「償却原価(満期保有目的有価証券)」の中間的な性格を有する「その他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価値変動を純利益に反映する資産が拡大することになる。つまり、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を本業の収益を表わす純利益に反映することになり、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しない。従って、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべきだと考えている。
36. 仕組債等の複合金融商品に関してもIFRS9号を基礎とした内容となっており、個々の金融資産又は金融負債に区分せず一体として企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。その結果、償却原価に分類されるものに近い金融商品の中には頻繁な売買を行うことを意図して保有していないものの、厳密には契約キャッシュ・フロー特性の分類要件を満たさないために、「公正価値」に分類されることが懸念される商品もある。従って、これら商品が「償却原価」に分類されるよう、契約キャッシュ・フロー特性の分類要件に関して、再検討が必要だと考える。

## (OCIオプションの適用対象)

- 生命保険事業の特性を踏まえ、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広くOCIオプションを選択可能とすべき
37. 生命保険会社の資産運用は長期的なポートフォリオ運用を志向しており、分散化を図る観点から契約キャッシュ・フローが固定している貸付・債券等に加えて、株式・外貨建債券・投資信託にも投資している。
38. また、生命保険事業は長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、資産・負債の短期的な公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。IASBが志向しているように保険負債が公正価値(現在価値)で評価されたとしても、資産・負債の整合性が確保される形で、貸借対照表上では公正価値で表示される場合であっても、売買目的以外で保有する資産の公正価値の変動については、未実現時の期間は純利益に認識すべきではないと考える。従って、生命保険会社においては、株式に限らず債券・投資信託など幅広くOCIオプションの選択を容認すべきだと考える。
39. とりわけ、会社規模によっては資産運用業務に割けるリソースが多くない会社もあり、このような会社にとって投資信託は分散投資のための有用な投資対象になる。このような目的で投資される投資信託は、長期保有することが前提であり、短期的な公正価値変動を純利益に反映されるべきではないと考えており、現行日本基準同様に投資信託に対してもOCIオプションの選択を認めるべきだと考える。

## (OCIオプション適用時の注記開示)

- 詳細な銘柄別の公正価値開示に代えて、保有銘柄の業種別の内訳開示に留めるべき
40. OCIオプションを選択した際には、選択を行った金融資産の概要等に関して、注記事項を追加することが提案されているが、③銘柄別の期末の公正価値の開示は、生命保険会社の資産運用戦略・運用手法といった企業秘密を詳細に開示することに繋がるため、注記開示情報としては馴染まないと考える。むしろ、詳細な銘柄別の公正価値情報の開示ではなく、保有銘柄の業種別の内訳開示であったとしても、大まかな投資方針を把握することは可能であり、有用な情報を提供するものと考ええる。

## (1ヶ月平均市場価格の取扱いを存置)

- OCI オプション適用時等において、現行のその他有価証券で使用が容認されている1ヶ月平均市場価格の取扱いを存置すべき
41. 本検討状況の整理において論点として取り上げられてはいないが、OCI オプションを適用した際においても現行のその他有価証券で使用が認められている1ヶ月平均市場価格の取扱いを存置すべきと考える。現行の金融商品会計基準の結論の背景の76項において、「ただし、第75項に述べたように、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられる。」とされており、このことはそ

の他有価証券と同様の性質を有する OCI オプションにも引き継がれるべきである。

42. また、金融商品会計基準の範囲ではないが、外貨建金融商品の為替相場に関しては外貨建取引等会計処理基準により、決算日の直物為替相場に加えて決算日の前後一定期間の平均相場の利用も認められている。本論点に関しても、OCI オプションにおける 1 ヶ月平均市場価格と同様に、一定期間の平均相場の使用が認められている現行基準の取り扱いを存置すべきと考える。

(移行措置)

- 会計基準(案)適用時においては、適切な移行措置が必要
- 新保険契約会計基準の適用までは、現行の金融商品会計基準を適用可能とすべき

43. 本検討状況の整理は、公開草案の手前の位置づけということもあり、会計基準(案)適用時の移行措置に関しては記載されていないものと理解しているものの、会計基準(案)適用時の分類変更にあたっては、適切な移行措置が必要と考えている。
44. 例えば、会計基準(案)適用時に現行の満期保有目的の債券を償却原価測定区分に分類する際に、分類変更日の公正価値を新たな帳簿価格とした場合には、償却原価での測定を継続するにも関わらず、評価の一貫性を確保できないことになり適切な取扱いではないと考える。今後公表される公開草案においては、この点にも配慮した適切な移行措置が基準化されることを期待している。
45. また、生命保険会社においては保険契約の会計基準により、金融商品の会計処理(特に分類の選択)が左右される。2010 年7月末にIASBが公表した新IFRS4号(保険契約フェーズⅡ)公開草案においては、その適用時において任意で金融資産の再分類を認めており、また、その適用時期がIFRS9号適用日である2013年1月以降となった場合に、IFRS9号の適用日を新IFRS4号適用日まで遅らせること検討する旨を明らかにしている。これは、同公開草案や IFRS9 号の結論の根拠にも記載がある通り、保険会社の金融商品に係る会計処理が、短期間のうちに変わることは、財務諸表の利用者、作成者双方にとって望ましくないことが明らかであるためである。
46. 上記の点を踏まえ、会計基準(案)の適用時期についても、今後日本の保険契約の会計基準の改訂が予定される場合において、新保険契約会計基準の適用までは、金融商品について、現行の日本基準の適用を認めることが考えられる。例えば今後作成される公開草案においては、短期間での複数の会計基準変更対応等過度な負担と投資家の混乱を防ぐために適切な措置を講じる旨等を明記することが考えられる。
47. さらに、本検討状況の整理に沿って、日本の金融商品会計基準が基準化された場合には、現行日本基準と比較して細部の取扱いが不足しており、基準の理解・分析に期間を要することや、システム基盤構築などの実務対応に相当の期間を要することが考えられる。また、会計処理や表示の変更により、金融資産ポートフォリオの見直しの検討や、実際のポートフォリオの組替変更に関しても相当の期間を要することが考えられる。さらには、生命保険会社を含む金融機関が短期間の間に、こうした組替に動いた場合、金融市場に与える影響は非常に大きくなることも踏まえると、適用に際しては十分な移行期間を確保することが必要であるものと考ええる。

以 上